

地球にやさしい“ふくしま”県民会議 設置要綱の改正について（案）

1 改正の理由

(1) 取組事項について

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、地球にやさしい“ふくしま”県民会議の取組に係る目標を明確にするため、新たに記載を追加するもの

(2) 構成について

地球にやさしい“ふくしま”県民会議の取組を一層推進していくに当たり、構成員自らが実施主体であることを明確に示し、より自発的な行動を促すため、当該箇所の記載を変更するもの

(3) 幹事会について

地球にやさしい“ふくしま”県民会議幹事会の設置について、新たに規定するもの

2 改正の内容

別紙「地球にやさしい“ふくしま”県民会議設置要綱 新旧対照表」のとおり

(別紙)

地球にやさしい“ふくしま”県民会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 福島県の恵み豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、地球にやさしい“ふくしま”県民会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(取組事項)</p> <p>第2条 会議は、前条の目的を達成するため、会議の構成員それぞれが全ての県民・事業者と連携・協働を図りつつ、<u>2050年までの脱炭素社会の実現に向けて</u>、一致協力して地球温暖化防止等の環境保全活動に取り組むとともに、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 地球温暖化防止等の環境保全活動の相互連携に関すること。</p> <p>(2) 地球温暖化防止等の環境保全活動に関する情報交換及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 地球温暖化防止等の環境保全活動の取組に関すること。</p> <p>(4) その他地球温暖化防止等の環境保全活動の推進に関して必要な事項に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 会議は、<u>第1条の目的に賛同する</u>団体及び学識経験者をもって構成する。</p> <p>2 会議の委員は、_____各団体が推薦する者及び学識経験者とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 福島県の恵み豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、地球にやさしい“ふくしま”県民会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(取組事項)</p> <p>第2条 会議は、前条の目的を達成するため、会議の構成員それぞれが全ての県民・事業者と連携・協働を図りつつ、_____一致協力して地球温暖化防止等の環境保全活動に取り組むとともに、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 地球温暖化防止等の環境保全活動の相互連携に関すること。</p> <p>(2) 地球温暖化防止等の環境保全活動に関する情報交換及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 地球温暖化防止等の環境保全活動の取組に関すること。</p> <p>(4) その他地球温暖化防止等の環境保全活動の推進に関して必要な事項に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 会議は、<u>別表に掲げる</u>団体及び学識経験者をもって構成する。</p> <p>2 会議の委員は、<u>別表に掲げる</u>各団体が推薦する者及び学識経験者とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(幹事会)</p> <p><u>第7条 会議は、第2条に定めた取組事項について、効果的かつ具体的な手法等の調査・立案や全県的な普及等を行うため、幹事会を設置することができる。</u></p> <p><u>2 幹事会の設置、運営について必要な事項は別に定める。</u></p> <p>(地球温暖化対策地域協議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(地方会議)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年5月22日から施行する。</p> <p>1 うつくしま環境パートナーシップ会議設置要綱は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(地球温暖化対策地域協議会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(地方会議)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年5月22日から施行する。</p> <p>1 うつくしま環境パートナーシップ会議設置要綱は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

地球にやさしい“ふくしま”県民会議設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 福島県の恵み豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、地球にやさしい“ふくしま”県民会議（以下「会議」という。）を設置する。

（取組事項）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、会議の構成員それぞれが全ての県民・事業者と連携・協働を図りつつ、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、一致協力して地球温暖化防止等の環境保全活動に取り組むとともに、次の事項について協議する。

- (1) 地球温暖化防止等の環境保全活動の相互連携に関すること。
- (2) 地球温暖化防止等の環境保全活動に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 地球温暖化防止等の環境保全活動の取組に関すること。
- (4) その他地球温暖化防止等の環境保全活動の推進に関して必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 会議は、第1条の目的に賛同する団体及び学識経験者をもって構成する。

- 2 会議の委員は、各団体が推薦する者及び学識経験者とする。
- 3 会議の構成団体等は、必要に応じて追加・変更することができる。

（代表）

第4条 会議に代表と副代表を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 代表に事故があるときは、副代表がその職務を代行する。
- 3 代表及び副代表の任期は2年とし、再任を妨げない。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 代表は、会議の議長となる。

（会議への出席要請）

第6条 代表は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第7条 会議は、第2条に定めた取組事項について、効果的かつ具体的な手法等の調査・立案や全県的な普及等を行うため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の設置、運営について必要な事項は別に定める。

(地球温暖化対策地域協議会)

第8条 会議は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の役割を担う。

(地方会議)

第9条 県内における各地方の地球温暖化防止等の環境保全活動の推進を図るため、地方会議を設置することができる。

2 地方会議に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、福島県生活環境部環境共生課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

1 うつくしま環境パートナーシップ会議設置要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

地球にやさしい“ふくしま”県民会議 新規参加団体について

- ① 福島県環境整備協同組合連合会
- ② 一般社団法人福島県解体工事業協会
- ③ 一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局福島支所
- ④ 公益社団法人食品容器環境美化協会福島地方連絡会議
- ⑤ 公益社団法人福島県食品衛生協会
- ⑥ 福島県食品産業協議会
- ⑦ 福島県酪農業協同組合
- ⑧ 福島県温泉協会
- ⑨ ふくしま「道の駅」交流会
- ⑩ 福島県PTA連合会

地球にやさしい“ふくしま”県民会議構成員名簿

令和3年6月15日時点

種別	No.	団体名等
民間団体等	1	福島県青少年団体連絡協議会
	2	公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会
	3	福島県女性団体連絡協議会
	4	公益財団法人福島県老人クラブ連合会
	5	社会福祉法人福島県社会福祉協議会
	6	日本労働組合総連合会福島県連合会
	7	ライオンズクラブ国際協会332-D地区
	8	国際ロータリー第2530地区ガバナー事務所
	9	福島県私学団体総連合会
	10	福島県消費者団体連絡協議会
	11	福島県生活研究グループ連絡協議会
	12	福島県クリーンふくしま運動推進協議会
	13	福島県自然保護協会
	14	福島県日本野鳥の会連携団体連合会
	15	福島県山岳連盟
	16	一般財団法人福島県婦人団体連合会
エネルギー	17	東北電力株式会社
	18	東京電力ホールディングス株式会社
	19	福島県都市ガス協会
	20	一般社団法人福島県LPガス協会
	21	福島県石油商業組合
民生業務	22	一般社団法人福島県銀行協会
	23	福島県信用金庫協会
	24	福島県信用組合協会
	25	福島県生活協同組合連合会
	26	福島県生活衛生同業組合連絡協議会
	27	公益財団法人福島県観光物産交流協会
	28	福島県電機商工組合
	29	日本郵便株式会社福島中央郵便局
	30	株式会社ゆうちょ銀行 福島店
	31	福島県温泉協会
	32	ふくしま「道の駅」交流会
産業	33	福島県経営者協会連合会
	34	福島県商工会議所連合会
	35	福島県商工会連合会
	36	福島県中小企業団体中央会
	37	福島県工業クラブ
	38	福島県農業協同組合中央会
	39	福島県漁業協同組合連合会
	40	福島県内水面漁業協同組合連合会
	41	福島県森林組合連合会
	42	福島県土地改良事業団体連合会
	43	一般社団法人福島県建設産業団体連合会
	44	日本チェーンストア協会東北支部
	45	福島県酪農業協同組合
	46	公益社団法人食品容器環境美化協会福島地方連絡会議

種別	No.	団体名等
産業	47	公益社団法人福島県食品衛生協会
	48	福島県食品産業協議会
交通・運輸	49	公益社団法人福島県トラック協会
	50	公益社団法人福島県バス協会
	51	一般社団法人福島県タクシー協会
	52	福島県自動車販売店協会
事業者団体等 省資源・リサイクル関連	53	一般社団法人福島県産業資源循環協会
	54	福島県再生資源商工組合
	55	公益社団法人福島県浄化槽協会
	56	福島県適正処理困難指定廃棄物対策協議会
	57	一般社団法人福島県フロン回収事業協会
	58	福島県自動車リサイクル協同組合
	59	福島県環境整備協同組合連合会
	60	一般社団法人福島県解体工事業協会
報道機関	61	株式会社福島民報社
	62	福島民友新聞株式会社
	63	福島テレビ株式会社
	64	株式会社福島中央テレビ
	65	株式会社福島放送
	66	株式会社テレビユー福島
	67	日本放送協会福島放送局
	68	株式会社ラジオ福島
	69	株式会社エフエム福島
学識経 験者	70	国立大学法人福島大学 渡邊 明
	71	日本大学 中野 和典
行政機関等	72	福島県
	73	福島県教育委員会
	74	福島県市長会
	75	福島県町村会
	76	福島県公民館連絡協議会
	77	福島地方気象台
	78	環境省東北地方環境事務所
	79	東北経済産業局エネルギー対策課
	80	国土交通省東北運輸局福島運輸支局
	81	福島県地球温暖化防止活動推進センター
	82	一般財団法人省エネルギーセンター東北支部
	83	福島県PTA連合会
84	一般社団法人日本環境衛生センター福島支所	
地方代表組織	85	県北地方会議
	86	県中地方会議
	87	県南地方会議
	88	会津地方会議
	89	南会津地方会議
	90	相双地方会議
	91	いわき地方会議

地球にやさしい“ふくしま”県民会議 幹事会の設置について（案）

1 目的

県民会議の活動のさらなる充実化を図るとともに、推進体制を強化し、より柔軟で機動的な対応を図ることができるよう、県民会議の下部組織として幹事会を設置する

2 組織案

(1) 構成

温室効果ガスの排出抑制に関する部門・分野の代表団体を県民会議構成団体から選出し、幹事会を組織する（裏面の構成案の団体を想定）

また、必要があるときは、構成員以外の者の出席も可能とする

(2) 取組

- ・ 県民会議主催事業の更新、新規検討
（例）「福島議定書」事業、環境イベントなど
- ・ 構成団体の環境保全活動に関する情報共有、相互参加
（例）ごみ拾い活動、植林活動など
- ・ 環境保全活動に関する勉強会の開催
（例）構成団体による講演、環境省との連携による環境勉強会など
- ・ 環境保全活動に関する情報発信
（例）定期的なニュースレター、調査研究情報など

(3) 開催頻度

四半期に1回程度を基本とし、必要に応じて適宜開催する

(4) 庶務

福島県生活環境部環境共生課

3 今後のスケジュール（想定）

7月上旬 第1回幹事会の開催

以降、スケジュール調整の上、適宜開催

構成案（計7団体）

部門・分野	団体名
産業（工場等）	福島県商工会議所連合会 福島県商工会連合会
業務その他（商業、サービス、事務所等）	
家庭	福島県消費者団体連絡協議会
運輸（自動車、鉄道、船舶、航空）	公益社団法人福島県トラック協会
エネルギー	東北電力株式会社
廃棄物	一般社団法人福島県産業資源循環協会
その他	福島県地球温暖化防止活動推進センター

庶務	福島県生活環境部環境共生課
----	---------------

地球にやさしい“ふくしま”県民会議幹事会設置要綱（案）

（目的）

第1条 地球にやさしい“ふくしま”県民会議（以下、「会議」という。）の趣旨を踏まえ、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動の具体的な実践を積極的に推進するため、地球にやさしい“ふくしま”県民会議幹事会（以下、「幹事会」という。）を設置する。

（取組事項）

第2条 幹事会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 会議の主催事業に関すること。
- (2) 地球温暖化防止等の環境保全活動に関する情報共有に関すること。
- (3) 地球温暖化防止等の環境保全活動に関する勉強会等の開催に関すること。
- (4) 地球温暖化防止等の環境保全活動に関する情報発信に関すること。
- (5) その他地球温暖化防止等の環境保全活動の推進に関して必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 幹事会は、温室効果ガスの排出抑制等に関する部門・分野ごとの代表団体を会議の構成団体から選出して構成する。

- 2 幹事会の委員は、前項に掲げる各団体が推薦する者とする。
- 3 幹事会の構成団体等は、必要に応じて追加・変更することができる。

（幹事会）

第4条 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

- 2 必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第5条 幹事会の庶務は、福島県生活環境部環境共生課において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、会議の代表が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。